

# 《買受業者のみなさま》

## インボイス制度について

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。栃木県森林組合連合会（以下「弊会」という）の木材共販書類についても、インボイス制度開始後、変更がありますのでお知らせします。

### 1. 適格請求書発行事業者番号について

弊会は適格請求書発行事業者の登録が完了しております。名 称：栃木県森林組合連合会  
登録番号：T8 0600 0500 0668

### 2. 出荷材の積積について

積積は主に樹種別・長級別・径級別に行うため、出荷者様（委託者）が1人の単積の場合と2名以上の合積の場合があります。積積ごとに掲示する共販明細書に、適格請求書発行事業者分と免税事業者分の材積を分けて表示します。

### 3. 木材共販に係るインボイス（適格請求書）の交付について

#### ① 出荷材のインボイス

弊会の各木材共販所で行う木材共同販売は、出荷者様から出荷材の販売を委託されて行う委託販売です。弊会では媒介者交付特例を活用してインボイスを交付します。「共販売上傳票」がインボイスになります。

**弊会（受託者）は出荷者様（委託者）に代わって、弊会の名称及び登録番号を記載した共販売上傳票を交付します。**

共販売上傳票には、積の材積・木材代金・消費税を、適格請求書発行事業者分と免税事業者分に分けて記載します。**（適格請求書発行事業者分の消費税全額が仕入税額控除の対象になります。免税事業者分の消費税は課税仕入れに係る経過措置が設けられています。）**

#### ② フォーク利用料のインボイス

フォークリフトの利用については、弊会と買受業者様のお取引になります。共販売上傳票下段の「フォーク利用料請求書」がインボイスとなります。弊会名称と登録番号を記載し、消費税の計算を出荷材と分けて行い記載します。**（フォークリフトを利用された場合、お支払いただくフォークリフト利用料に係る消費税全額が仕入税額控除の対象となります。）**

### 4. 木材共販に係る請求書

請求書は共販売上傳票・フォークリフト利用料請求書の集計を記載します。材積・木材代金・木材代金に係る消費税は、適格請求書発行事業者分と免税事業者分に分けて集計し記載します。

### 5. 引抜杭木のインボイス（適格請求書）の交付について

引抜杭木は弊会が買取したうえで販売を行っています。従来の請求書がインボイスとなり登録番号を追加し記載します。**（消費税全額が仕入税額控除の対象となります。）**

### 6. そ の 他

ご不明な点などございましたら木材流通課までお問い合わせください。



栃木県森林組合連合会 木材流通課  
〒320-0046 宇都宮市西一の沢町8-22  
Tel : 028-637-1450  
Fax : 028-637-1454  
URL <http://www.tochimori.or.jp>  
E-mail [info@tochimori.or.jp](mailto:info@tochimori.or.jp)

(R5.6)